

# ふれあい

5.6

月号  
2026

vol.222

新緑とともに  
組織の元気を耕そう  
その活気が  
選ばれる理由になる



稲城

上谷戸親水公園水車小屋



多摩

パルテノン多摩わくわくひろば

表紙写真を募集中!  
日野・多摩・稲城  
それぞれの街の「ふれあい」

をイメージ出来る写真を募集しています。  
いつどの号で載るかお楽しみに!  
ブログには全て掲載されます。



Googleアカウントをお持ちでない場合は、  
日野法人会 (hino\_info@tohoren.or.jp) へお送りください。

ブログはこちら!



日野

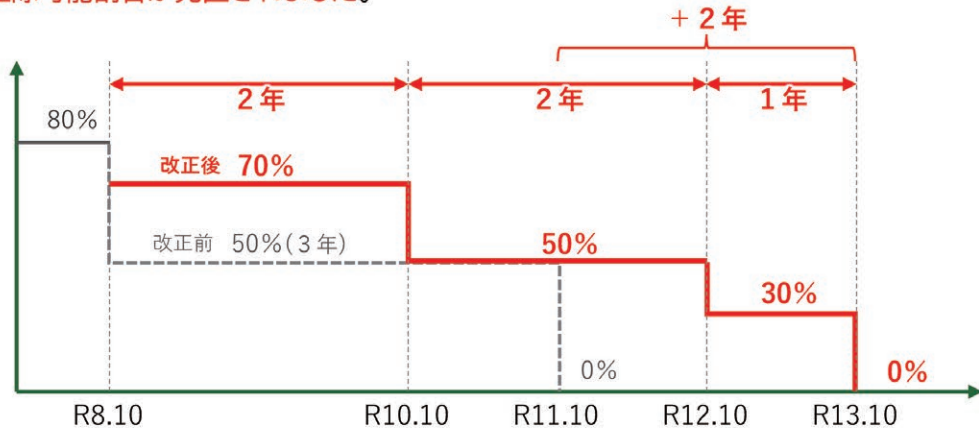
ひの新選組まつり

# インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

## 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

### ◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。**



### ◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。**

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



# 税務署からのお知らせ

税務署窓口での

**納税証明書の請求・受取**の受付は

# 9時～15時



までをお願いいたします

自宅等から

**電子納税証明書(PDF)を請求できます。**  
**自宅やオフィスから請求・受取ができますので是非ご利用ください！**

## step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン  
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。  
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

### 個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



### 法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



## step 2 電子申請

必要事項を入力して送信  
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。  
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。  
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。



マイナンバーカード  
が必要です！

デジタル庁  
公式noteはコチラ



## step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに  
手数料の案内が格納されます。  
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



## 窓口受取

※ 法人の場合、代表者本人のマイナンバーカード以外に「商業登記電子証明書」等の電子証明書を利用して申請することができます。

- ✓ 事前にオンライン請求をお願いいたします。
- ✓ 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。

※ 利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、マイナンバーカードをご持参ください。

## オンライン申請



e-Tax(Web版)

## 法人会の 税制改正に関する 提言の主な

# 実現 事項



**令**和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税(仮称)の創設等が行われました。(令和8年度税制改正大綱より)。

**法**人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### 1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

#### 法人会 提言

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

#### 改正の概要

対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満(改正前:30万円未満)に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下(改正前:500人以下)に引き下げられました。

### 2. カーボンニュートラル投資促進税制

#### 法人会 提言

「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

#### 改正の概要

「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

### 3. 地方拠点強化税制

#### 法人会 提言

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。

#### 改正の概要

オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加(拡充)等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

# 事業承継税制

## 相続税、贈与税の納税猶予制度

### 法人会提言

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

### 改正の概要

法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

# 消費税制

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

### 法人会提言

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

### 改正の概要

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：1億円）に引き下げられました。

# 所得税

## 1. ふるさと納税

### 法人会提言

ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

### 改正の概要

寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

## 2. セルフメディケーション税制

### 法人会提言

薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

### 改正の概要

対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

# 地方税

## 固定資産税の免税点

### 法人会提言

固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

### 改正の概要

家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

# 事業活動報告

statement of activity

01

3/14

## ぜいきんウォークラリー in よみうりランド

よみうりランドを会場に、子供たちを対象とした租税教育を開催いたしました。

子供たち保護者を合わせて302名が参加しました。

このイベントには、共催の日野税務署から佐藤浩一署長をはじめ、多くの職員の方々にご協力いただくとともに、後援していただいた諏訪公二東京都八王子都税事務所長、来賓として青木奈保子日野副市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長、にご臨席をいただきました。

アシカ館で国税庁作成の租税教育ビデオ「カノンとスバルの3つの願い」を上映後、日野税務署担当者からの

ミニ税金講話、全員が参加する税金〇×クイズを行いました。

参加の子供たちは、園内4か所のチェックポイントを回り、税務署キャラクター「イータ君」がお迎えするゴールでよみうりランドを一日楽しめるワンデーパスをゲットしました。



ブログはこちら!

動画はこちら!



02

## 青年部会租税教室講師育成セミナー

3/26

青年部会では、小学校での租税教育講師育成を目的にセミナーを開催しました。

経験豊かなベテラン講師のモデル授業を聴講後、出席者が模擬授業を体験するなど、より実践的なセミナーにより、新たな講師の育成を図ることができました。



ブログはこちら!

動画はこちら!



03

## 全国女性フォーラム「埼玉大会」

4/16

ソニックシティを会場に、第20回法人会全国女性フォーラム「埼玉大会」が、開催されました。

彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～を大会キャッチフレーズに、全国から法人会女性部会員約1,600名が参加、大会では全国の女性部会が租税教育活動の一環として取り組んでいる、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の令和7年度の全法連女連協会会長賞12作品を紹介されるとともに、落語家の林家たい平氏による講演が開催されました。

当会女性部会からは萩生田部会長をはじめ6名が参加して有意義な大会となりました。

なお、来年の大会は長崎で予定されています。



ブログはこちら!

04

## 研修会

3/12に女性部会において「副署長を囲む会」、3/12に日野地区第4支部において「健康経営セミナー」、4/28に本部事業として多摩商工会議所との共催による「外国人材受入と持続可能な地域産業」をテーマにセミナーを開催しました。

3/12



4/28

3/12



ブログはこちら！

動画はこちら！

05

## 交流会

3/16京王プラザホテル八王子において、三多摩法人会連合会の各単位会会長以下役員の皆様にお集まりいただき懇親会を開催し、各単位会の情報交換を図るとともに会員の交流を図りました。

3/16



ブログはこちら！

動画はこちら！



06

## 支部及び部会報告会

各地区の支部及び各部会は、報告会を開催し令和7年度事業報告の承認をいただきました。



ブログはこちら！

4/27



日野地区第1支部

4/22



日野地区第2支部

5/13



日野地区第3支部

4/24



日野地区第4支部

4/11



日野地区第5支部

4/22



日野地区第6支部

07

## せいせき桜まつり

第45回せいせき桜まつりが4月5日多摩市関戸の九頭龍公園などを主会場に開催されました。

法人会では、大人向け・子供向け税金クイズを実施し、クイズに回答した市民400名に花鉢やメモ帳などを進呈しました。

4/5



ブログはこちら！

動画はこちら！



従業員の退職金準備は

# 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

# 会員のご紹介

掲載無料

会員のPRコーナーです。日野法人会HPの会員紹介ページにご登録いただいている事業所の中からご紹介していきます。ぜひ会員紹介ページへご登録ください。

「多摩の胃袋、預けてください」  
現場主義のチームワークが生む、三者三様の「心地よい時間」

## 多摩タウンサービス株式会社

多摩センター駅から徒歩3分圏内に、個性豊かな3つの飲食店を展開する「たくまグループ」。同店の強みは現場を知り尽くした店長陣と、抜群のチームワークを誇るスタッフたちの連携にあります。お客様目線の細やかなサービスと活気あふれる空間で、多摩の食を彩ります。

代表者 佐伯 智子  
住所 多摩市鶴牧1-1-9-1203  
電話 042-376-3533  
所属支部 多摩地区 第3支部  
業種 飲食業/不動産業

### ■ 旬鮮たくま

やみつきになる『四川麻婆豆腐』などの本格中華や旬の鮮魚を、こだわりの地酒とともに堪能できます。これからの季節は初ガツオが絶品！  
TEL：042-372-7272 / Instagram：@shunsen.takuma



### ■ Asian たくま

サッポロビールの厳格な審査をクリアした「絶品エビスの店」。最高の一杯を人気のガーリックシュリンプなどエスニック料理とともに。  
TEL：042-319-3007 / Instagram：@asiantkm61



### ■ 串焼たくま

人気の『自家製手ごねつくね』など炭火で焼き上げた香ばしい串焼きとホッピーで、仕事帰りに至福のひとつときを。  
TEL：042-375-3333 / Instagram：@kushiyaki\_takuma



What's the 「ふれあい」

## 広報委員メンバー及び事務局の協力により 広報誌「ふれあい」が受賞する運びとなりました。

受賞内容：  
地域・税務・公益をつなぐ広報誌「ふれあい」戦略的発行とWEB連携型広報推進

令和7年度東法連単位会広報活動の表彰



多摩市では、市内事業者支援などのためにキャッシュレスキャンペーンを実施します。  
au PAYはauユーザーでなくても利用可能です。ぜひ多摩市でお買い物をお楽しみください！

# 多摩市 × au PAY

初夏の多摩はキャッシュレスが熱い！

## 心晴れやか還元キャンペーン

au PAY(コード支払い)を  
対象店舗で利用すると

au PAY  
残高  
最大

# 20% 戻ってくる!!

開催期間 2026.6/1月 ▶ 6/14日

還元上限(1au IDあたり)

1,000円相当(不課税)/回

5,000円相当(不課税)/期間

今回のキャンペーンでは、コンビニエンスストアやたばこ・保険適用商品など、一部対象外となる店舗・商品があります。

※au PAYは、au以外の携帯電話をお使いの方でもご利用いただけます。

※2026年7月末頃までに還元いたします。

※本キャンペーンは予告なく変更・終了する場合があります。※各種適用条件など詳しくはau PAY サイトへ。

キャンペーンの詳細はこちら、



[キャンペーンコールセンター] 0120-843-708

[受付時間] 10:00~20:00(土日祝含む)

[開設期間] 2026年3月26日(木)~8月31日(月)

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

# 健康経営新聞 Vol. 3

身近な健康から、働く環境をもっとよくしませんか？  
健康経営を楽しく学び、実践するヒントをお届けします。



健康経営全国大会出場に向けて、  
熱い議論が交わされています。

## 4月ウォーキング歩数ランキング

👑	535,122 歩	日野市商工会	伊藤 修 様
2	323,610 歩	TIDA FIKA	吉村 悟 様
3	307,650 歩	ひのたま不動産(株)	坂本 祐人様
4	283,590 歩	京王観光(株)	小林 弘一様
5	278,171 歩	(賛助会員)	池田 啓子様

集計期間：2026年4月1日～30日 応募総数：12名

## Interview

Q. たくさん歩くために意識していることは？

A. 毎日通勤で往復1時間歩き、週末は山や街歩きを友人と楽しく続けています。今月も8回目になる佐久市強歩大会で7.8km歩いてきました。老後を人に頼らず、自分で生活できるために歩きを意識しています。

## 採用の味方の健康経営

コラムニスト：糟谷 直樹（日野法人会 青年部会 健康経営委員）

人材不足の中で、採用に悩む企業は増えています。

条件を見直しても応募が増えない背景には、「この会社で安心して働けるか」という視点があります。

特に、心身の健康を保ちながら働ける環境であるかどうかは、求職者にとって重要な判断材料の一つです。

健康経営は、従業員の体調管理や働きやすい環境づくりに加え、心の健康にも配慮した職場づくりを進める取り組みです。こうした積み重ねが安心感を生み、従業員の定着や紹介につながり、採用にも良い影響をもたらします。

まずはできることから、健康経営に取り組んでみてはいかがでしょうか。

## ウォーキングキャンペーンにチャレンジ！

参加はかんたん2ステップ！

歩いた分だけ、元気な地域づくりに貢献しましょう。

### STEP 1

スマートフォンの歩数計アプリ等で、1か月間の歩数を記録します。

※アプリの種類は問いません

### STEP 2

「応募方法」のQRコードを読み取り、応募フォームにアクセス。

指定月の「合計歩数」が分かるスクリーンショット（画面写真）と

必要事項を入力すれば完了です。



## 応募方法

右のQRコードからご応募下さい！

集計期間：2026年6月1日（月）～30日（火） 応募締切：2026年7月6日（月）

申し込みフォームから、1ヶ月分の歩数が分かる写真・スクリーンショットをお送りください。

（任意の歩数計アプリをご利用ください）



[ 個人情報の利用目的について ]

ご入力いただいた個人情報は以下の目的のみに利用し、本人の同意なく第三者に提供いたしません。

- ・ご回答・ご応募頂いた皆様に、プレゼントを送送するため。
- ・プレゼントが返送された場合などに業務上の連絡をとるため。

# 令和 8 年度日野法人会 TOPICS

決算法人説明会	決算法人説明会 5月決算法人対象	5月20日(水) 14時00分～15時00分	日野税務署 3階会議室
	決算法人説明会 6月決算法人対象	6月24日(水) 14時00分～15時00分	

新設法人説明会	新設法人説明会	6月22日(月) 14時00分～15時30分	日野税務署 3階会議室
---------	---------	------------------------	----------------

日野地区	第3支部報告会	5月13日(水)
	支部合同ゴルフ大会	6月4日(木)

多摩地区	支部合同報告会	5月15日(金)
	健康経営イベント in江の島	5月31日(日)

稲城地区	支部合同報告会	5月14日(木)
------	---------	----------

青年部会	報告会	5月18日(月)
	三法連青連協総会	6月18日(木)

部女性	報告会	5月21日(木)
-----	-----	----------

部源泉	報告会	5月19日(火)
-----	-----	----------

## お役立ちトピックス

### 生活習慣病健康診断のご案内

※充実の内容を短時間で受信いただけます(約2時間)

【健診日・健診会場】

7月24日(金)

日野市立南平体育館

8月7日(金)

稲城市立中央文化センター

8月19日(水)

多摩市パルテノン多摩

一年に一回は  
健康診断を  
受けましょう!



公益社団法人 日野法人会 広報誌

**ふんあい** 5・6月号

令和 8 年 5 月 25 日 (通巻 222 号)

発行

公益社団法人 日野法人会  
〒191-0031 東京都日野市高幡 3-8  
☎(042)593-9900  
<https://www.tohoren.or.jp/hino>



発行人 会長 飯島康裕

編集 広報委員会

印刷 株式会社インフォテック  
多摩市落合 2-6-1